

## 施設使用料

施設名	使用者	使用区分・使用料				
		午前	午後 1	午後 2	夜間 1	夜間 2
		9:30~11:30	12:00~14:00	14:30~16:30	17:00~19:00	19:30~21:30
音楽スタジオ 1 定員：25名	中高生世代の者	300円	300円	300円	300円	300円
	その他の者	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
音楽スタジオ 2 定員：20名	中高生世代の者	300円	300円	300円	300円	300円
	その他の者	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円

### 備考

- (1) 中高生世代の者とは、大田区立児童館条例(昭和 42 年条例第 9 号)第 4 条第 3 項本文に規定する中高生ひろば事業を利用できる者をいう。
- (2) 使用区分の午前とは午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分まで、午後 1 とは正午から午後 2 時まで、午後 2 とは午後 2 時 30 分から午後 4 時 30 分まで、夜間 1 とは午後 5 時から午後 7 時まで、夜間 2 とは午後 7 時 30 分から午後 9 時 30 分までとし、それぞれの区分を 1 使用区分とする。
- (3) 2 使用区分以上を使用する場合に限り、その中間の時間(午前 11 時 30 分から正午まで、午後 2 時から午後 2 時 30 分まで、午後 4 時 30 分から午後 5 時まで又は午後 7 時から午後 7 時 30 分まで)を使用することができる。この場合において、それぞれの中間の時間の使用に係る使用料は徴収しない。
- (4) 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。